

ガス料金表

供給エリア

【東京ガスネットワーク株式会社の供給区域（東京地区等）】

株式会社エネパル

2025 年 7 月 1 日制定

ガス料金その他の供給条件の内容

1. 対象となるお客さま

東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- ① ガス需給約款 1(対象となるお客さま)に定めるお客さまであること。
- ② 当社が、当社の定める方式により、この主契約料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2. ガスプラン種別

ガスプランの種別と、各プランに適用される料金表は以下のとおりといたします。なお、料金表は別紙に定めます。

ガスプラン	適用料金表	契約期間	更新月
ガスセット ET	料金表①	需給契約が成立した日から、需給開始日が属する月を 1 ヶ月目として 3 年間といたします。	需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して 36 ヶ月目とその翌月

3. 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別紙の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) 当社は毎月(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により別紙の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(5)のとおりとします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$=(\text{基準単位料金}+\text{原料費調整額}(0.081\times\text{原料価格変動額}/100\text{円}))\times[1+\text{消費税率}]$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$=(\text{基準単位料金}-\text{原料費調整額}(0.081\times\text{原料価格変動額}/100\text{円}))\times[1+\text{消費税率}]$$

(備考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第 3 位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第 3 位を切り上げたものとし、ます。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トンあたり)

57,250 円

② 平均原料価格(トンあたり)

(5)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.9479 + トン当たりLPG平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格－平均原料価格

- (4) 当社は、(2)で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上での開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

(5) 調整単位料金の適用基準

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 解約事務手数料

更新月(需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として 3,850 円(税込)をお支払いいただきます。但し、以下の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

5. 日割計算

- (1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、料金を日割計算により算定いたします。

- ① ガスの供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは需給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合
- ② 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) (1)に基づく日割計算は、次のとおり行います。

- ① 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

- ② 従量料金は、日割計算をいたしません。

- ③ ①および②によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (3) (2)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

6. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォツベ指数……57.8

最低ウォツベ指数……52.7

7. その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。なお、この主契約料金表の各用語の定義は、別段の定めが無い限り、ガス需給約款の定めに従うものとします。

別紙 料金表

使用量が 20 立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が 20 立方メートルをこえ、80 立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が 80 立方メートルをこえ、200 立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が 200 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が 500 立方メートルをこえ、800 立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が 800 立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

■料金表①

(1) 料 金 表 A

イ 基本料金

1 契約につき	721 円 05 銭
---------	------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145 円 31 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料 金 表 B

イ 基本料金

1 契約につき	1,003 円 20 銭
---------	--------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130 円 46 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料 金 表 C

イ 基本料金

1 契約につき	1,170 円 40 銭
---------	--------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128 円 26 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料 金 表 D

イ 基本料金

1 契約につき	1,797 円 40 銭
---------	--------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124 円 96 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

□の基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料 金 表 E

イ 基本料金

1 契約につき	5,977 円 40 銭
---------	--------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116 円 16 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

□の基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料 金 表 F

イ 基本料金

1 契約につき	11,829 円 40 銭
---------	---------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	108 円 46 銭
-------------	------------

ハ 調整単位料金

□の基準単位料金をもとに 3(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。